（証券コード　7604）
2020年８月７日

株　主　各　位

福岡県久留米市天神町１４６番地
株式会社　梅　の　花
代表取締役社長　本　多　裕　二

第41回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ご出席は、極力お控えいただきますようお願いいたします。当日ご出席されない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年８月24日（月曜日）午後５時までに到着するようにご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」あるいは「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2020年８月24日（月曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　2020年８月25日（火曜日）午前10時

２．場　　所　福岡県久留米市六ツ門町16－１
ホテルニュープラザ久留米　３階　筑紫の間

３．会議の目的事項

報告事項　　１．第41期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第41期（2019年５月１日から2020年４月30日まで）計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案　　会計監査人選任の件

以　上

大変恐縮ではございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、お土産の配布、及び会場でのお茶提供を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.umenohana.co.jp/）において掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、過去２週間以内に発熱や感冒症状で医療機関での受診・服薬等をされた方、感染が拡大している地域や国への訪問歴がある方につきましてはご出席をお控えください。

◎会場入口での検温に御協力をお願いします。体温が37.5度以上の株主様、体調不良と見受けられる株主様につきましては運営スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

◎マスク着用の上、ご来場くださいますようご協力をお願いします。

◎株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（２）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）インターネットによる議決権行使は、2020年８月24日（月曜日）午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）パソコンによる方法

①議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（２）スマートフォンによる方法

①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使が可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。
２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

③スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記２．（１）パソコンによる方法にて議決権行使してください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年５月１日から2020年４月30日まで）

当社は、前連結会計年度より決算期（事業年度の末日）を４月30日に変更したことにより、前連結会計年度は2018年10月１日から2019年４月30日までの７ヶ月となっております。これに伴い、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しております。

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調が続いたものの、米中貿易摩擦の長期化や英国のＥＵ離脱等、海外の政治・経済情勢の不安定感に加え、2019年10月に実施された消費税率の引き上げは、景気回復基調にブレーキをかけた懸念があります。さらには2020年２月以降、新型コロナウイルス感染症が世界経済に甚大な影響を与えたことにより、景気の先行きは極めて厳しく不安定な状況が続いております。

外食業界におきましては、原材料費や物流費の高騰、最低賃金の上昇に伴う人件費関連コストの増加、度重なる自然災害や消費税率の引き上げ等の影響により収益が圧迫される状況が依然として続いている中で、新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校等の休校措置や、感染症拡大に関する緊急事態宣言発出に伴う政府及び地方自治体による外出及び営業自粛要請等により、経営環境は非常に厳しい状況で推移しております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理の徹底を図り、お客様と従業員の感染症拡大防止の観点から、コンプライアンス運営委員会において感染予防ガイドラインを作成し、時差出勤・自動車通勤・会議研修の見直しをするとともに、各店舗の営業時間の短縮を実施いたしました。さらに、４月７日には新型コロナウイルス対策委員会を設置し、従業員の感染防止を目的に、社会生活に必要とされる一部店舗を除き休業いたしました。これらにより歓送迎会、卒業・入学等の個人需要やお花見シーズン等の繁忙期にあたる３月及び４月に大きな影響があり、当連結会計年度における収益を大幅に悪化させる要因となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症に対する当社グループの具体策といたしましては、下記のとおりであります。

①新型コロナウイルス対策委員会を設置し、感染防止対策を検討し、実行いたしました。また、業績の悪化対策として政府等による助成金、補助金等の支援策の調査及び申請の準備をいたしました。

②従業員の感染防止を目的に、事務所においては自宅待機または在宅勤務、大半の店舗において休業を実施いたしました。

③雇用と生活の維持を最優先として、直接雇用の全ての従業員に休業手当を100％支給いたしました。

④４月より監査等委員を含む常勤取締役は、報酬の10～30％を自主返納しております。

営業施策といたしましては、当連結会計年度における当社グループの経営方針「私達は、お客様が望まれる料理・商品・サービス・設（しつら）えを考え、提供します。私達は、販売の梅の花と呼ばれる店舗にします。」に基づき、お客様のことを第一に考えて取り組むこと、綺麗で美味しい商品を全社一丸となって販売することを念頭に取り組んでまいりました。その中で、お客様の健康志向に応える「化学調味料不使用（無化調）」の商品作りを目指し、当社名物である「とうふしゅうまい」の無化調での製造が可能となり、テイクアウト事業で販売するお弁当の惣菜として供給を開始いたしました。

また、2018年９月より稼働した京都セントラルキッチンを中心に製造部門の生産性向上に努めるとともに、無化調商品の開発に取り組んでまいりました。

2019年５月には「海産物居酒屋 さくら水産」等、39店舗を展開する株式会社テラケン（以下「テラケン」）を子会社化し、テラケン本社事務所を当社グループの関東事務所へ移転し、さらに間接部門の業務統合による経費の削減など統合効果の発揮に取り組みました。

農事組合法人甲誠牧場との合弁会社「株式会社三協梅の花」におきましては、2020年３月に東京都中央区銀座（GINZA SIX)に「熊本あか牛しゃぶしゃぶ 甲梅（こうばい）」を出店し、インバウンド需要を想定しておりましたが、営業自粛要請に伴う臨時休業を余儀なくされました。

以上のような施策を進めてまいりましたが、2019年８月に開示した不適切会計処理に伴う過年度の追加監査報酬等の経費増加や、新型コロナウイルス感染症の影響による第４四半期の売上低迷が損益に多大な影響を与えました。加えて、京都セントラルキッチンの稼働に伴う固定費の増加に起因する店舗営業キャッシュ・フローの悪化やテラケンののれん減損処理６億18百万円を含む固定資産の減損処理15億61百万円、連結子会社ののれんの一括償却２億18百万円、新型コロナウイルス感染症関連費用として臨時休業による損失５億89百万円、第三者委員会等の設置に伴う過年度決算訂正関連費用１億96百万円を特別損失に計上いたしましたが、固定資産の減損処理及びのれんの一括償却につきましては、次期以降の収益の改善に繋がると考えております。

店舗の出店及び退店につきましては、外食事業はテラケンの子会社化により39店舗増加、２店舗出店及び３店舗退店、テイクアウト事業は３店舗出店及び10店舗退店により、当期末の店舗数は、319店舗となりました。

発表済みのとおり、不適切会計や消費税率引上げの影響を受け厳しい業績でしたが、第３四半期は、不採算店舗の整理や多岐にわたる経費削減により、業績は回復の一途を辿っておりました。しかしながら、第４四半期における新型コロナウイルス感染症の業績への影響は多大なものとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は304億62百万円となり、営業損失は12億38百万円、経常損失は13億61百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は43億91百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(外食事業)

「湯葉と豆腐の店 梅の花」におきましては、新元号「令和」の由来となった万葉集の「梅花（うめのはな）」に因んだ特別メニューの企画に加え、日頃のご愛顧に感謝の気持ちを込めて季節懐石を特別価格にて提供する感謝祭や創業祭を実施いたしました。2019年９月には、人件費や原材料費の上昇への対応として価格改定を行い、収益改善に努めてまいりました。また、来客数増加策として、従来の梅の花Ｕカード会員の獲得に加え、2019年12月より

梅の花公式アプリを導入し、お得な情報や期間限定企画をお客様へ提供し、利便性を高めてまいりました。さらに新たな取り組みとして、おせち食材の販売や一部の店舗における元日の営業を実施し、売上高の向上に努めてまいりました。

「和食鍋処 すし半」におきましては、季節に合わせた新商品の販売、仕出し料理の販売強化や法事顧客の確保を目的に近隣葬儀会館へのアプローチを行い、売上高の向上に努めてまいりました。また、2019年12月には健康志向を意識し、「金芽ロウカット玄米」と旬の素材を合わせたせいろご飯を提供する新業態「旬感せいろ 四季の箱」を京都市南区のショッピングモール内のフードコートに出店いたしました。

「海産物居酒屋 さくら水産」におきましては、さくら水産の特徴である鮮魚の店内調理の強みを活かし、夜の営業では刺身の種類を、昼の営業では海鮮丼の種類を増やしました。また、ＱＳＣ（品質・サービス・清潔さ）の向上を目指すうえで鮮魚に対する調理技術の底上げに注力いたしました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から2020年２月以降、各店舗の営業時間の短縮や臨時休業を実施いたしました。また、４月８日より順次、１店舗を除く全店を休業したことにより、第４四半期会計期間（２～４月）の売上高が27億30百万円（前年同期間比58.9%）と業績に大きな影響を及ぼしました。

以上の結果、外食事業の売上高は184億17百万円、セグメント損失３億31百万円となりました。

店舗数につきましては、梅の花は１店舗退店し76店舗、チャイナ梅の花は３店舗、かにしげは３店舗、すし半は13店舗、テラケンの子会社化によりさくら水産は39店舗増加及び１店舗退店し38店舗、その他店舗は２店舗出店及び１店舗退店し10店舗、外食事業の全店舗数は143店舗となりました。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、母の日やクリスマス、おせち、節分、ひな祭り等、季節のイベントに合わせた商品の販売、創業祭を実施する等、売上高の向上に努めてまいりました。

「古市庵テイクアウト店」につきましては、従来までのボリューム感がある商品に加え、お客様のニーズに対応したハーフサイズ等の少量の商品を充実させ、新しい顧客層の開拓に努めてまいりました。

「梅の花テイクアウト店」につきましては、一部の店舗において、従来パック販売していた惣菜の皿盛り陳列を導入し、量り売りを開始いたしました。少量多品目を望まれるお客様のニーズに対応することで新しい顧客層の開拓が可能となり、客単価の増加に繋げてまいりました。

また、古市庵の公開試食会に梅の花テイクアウト商品も併せて出品することにより、認知度向上を図り、お客様から貴重なご意見をいただき、新たな商品開発や売上高増加に繋げてまいりました。さらに、古市庵と梅の花テイクアウト店のポイントカードの共有化や、店舗運営の統合を進めました。

一方で、外食事業同様に、営業時間の短縮や社会生活に必要とされる一部店舗を除き臨時休業を実施したこともあり、第４四半期会計期間（２～４月）の売上高が19億92百万円（前年同期間比66.8%）と業績に大きな影響を及ぼしました。

以上の結果、テイクアウト事業の売上高は106億10百万円、セグメント利益85百万円となりました。

店舗数につきましては、古市庵テイクアウト店は８店舗退店し119店舗、梅の花テイクアウト店は３店舗出店及び２店舗退店し52店舗、その他店舗は５店舗、テイクアウト事業の全店舗数は176店舗となりました。

(外販事業)

外販部門におきましては、セントラルキッチンの製造能力を最大限に活用できるよう製造部門と連携し、販売先の拡大に向け、積極的な営業活動を展開いたしました。また、量販店などの販売先獲得のための営業を強化し、従来の梅の花の商品、寿司に加え、惣菜及び充填豆腐の日配を新たに開始いたしました。

丸平商店におきましては、継続的に「牡蠣フライ」の販売に向けた製造に特化してまいりました。

一方で、外販事業におきましても、新型コロナウイルス感染症による消費減退を要因として、第４四半期会計期間（２～４月）の売上高が２億21百万円（前年同期間比84.1%）と業績に影響を及ぼしました。

以上の結果、外販事業の売上高は14億34百万円、セグメント損失１億円となりました。

（セグメント別売上高）

（単位：千円）

セグメント別＼期別	第 40 期 2018年10月１日から 2019年４月30日まで	第 41 期 2019年５月１日から 2020年４月30日まで
	売上高	売上高
外食事業	11,373,189	18,417,115
テイクアウト事業	7,221,253	10,610,892
外販事業	905,165	1,434,056
合計	**19,499,608**	**30,462,064**

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、７億57百万円（敷金及び保証金を含む）であり、その主なものは、外食事業における２店舗の新規出店による１億２百万円、店舗の改装・改修工事等による２億29百万円、テイクアウト事業における３店舗の新規出店による46百万円、店舗の改装工事等による41百万円、工場の製造設備の改修工事等による59百万円であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入による経常的な資金調達であります。

(4) 企業集団の対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明であり、企業収益の悪化や個人消費の急速な減少が続いており、先行きについては、極めて厳しい状況が続くものと見込んでおります。当面はグループ全体で「密閉・密集・密接」の回避及び消毒等、お客様や従業員の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでまいります。

加えて、経済情勢・個人消費の動向に留意し、業績向上と企業価値向上に邁進していく所存であります。

① 新型コロナウイルス感染症対策

当社グループは、お客様及び従業員の安全を最優先に考え、下記のとおり取り組みを行っております。

・新型コロナウイルス対策委員会を中心とした感染防止対策の実行及び収益補填のための政府等による助成金、補助金等の支援策の活用を進めます。
・従業員の安全性の確保と雇用継続による生活の維持に配慮した100％の休業補償を実施いたします。
・店舗におけるソーシャルディスタンスの確保、お客様が接触される箇所の除菌、ウイルスを除去する紫外線Ｃ波殺菌装置のテスト導入等、お客様が安心してご来店いただける、ま

た、従業員が安心して働けるための対策を実施いたします。

② 事業展開

（外食事業）

「湯葉と豆腐の店 梅の花」におきましては、ポイントカード会員様の来店履歴やご注文されたメニュー等のデータに基づいた効率の良いＤＭ発送及びインターネット上で予約ができる仕組み等、既存顧客の来店頻度の増加に引き続き取り組むとともに、梅の花公式アプリやＳＮＳの活用等による新規顧客の獲得にも努めてまいります。

また、ＰＯＳレジの入替を実施し、お客様の利便性向上のための支払方法の多様化への対応やレジ業務の簡素化による作業時間の軽減に着手してまいります。

さらに、店舗人員配置の見直しによる人員配置の最適化を図り、新型コロナウイルスの感染防止対応の中でのお客様へのおもてなしの充実、それに伴う来店客数の増加に取り組んでまいります。ソーシャルディスタンスの確保に伴う座席数の減少を踏まえ、弁当や惣菜等の宅配にも取り組んでまいります。

「和食鍋処 すし半」におきましては、当社グループが保有するインフラの活用による弁当の宅配の強化に加え、持ち帰り商品を充実することを目的に、リーフレット作成及び折込チラシによる販売促進を実施してまいります。

「海産物居酒屋 さくら水産」におきましては、テイクアウト販売を強化すべく弁当販売に着手し、お客様認知度の向上に努めてまいります。また、新業態開発に着手し、ファミリーで天ぷらや寿司を楽しめる業態の出店やフードコートへの展開を行ってまいります。

（テイクアウト事業）

「古市庵テイクアウト店」につきましては、巻寿司及びいなり寿司等の定番商品の見直し、季節商品の開発に注力するとともに、2020年６月に横浜市西区に出店した新業態「KOICHI-AN」の認知度アップと商品ラインアップの拡充による新しい顧客層の取り込みに注力いたします。また、最低賃金の上昇に伴う収益力の低下への対策の一つとして、定番商品の価格改定についても取り組んでまいります。

「梅の花テイクアウト店」につきましては、オンライン飲み会等のおつまみ惣菜の強化や、おかずとなる冷凍惣菜の開発への取り組みのほか、お客様の目に留まる商品陳列や食材や味付け等のこだわりに関する商品説明に着手してまいります。

また、ヴィーガン（完全菜食主義者）対応や商品の化学調味料不使用化（無化調）に取り組みます。さらに、人手不足、最低賃金の上昇及び配送費の高騰への対応に向け、古市庵と梅の花の共同運営を一層推進するとともに、製造を外部委託しておりました物販店及び宅配の弁当やおせち等の一部商品を自社製造に切り替えてまいります。

（外販事業）

前期に引き続き、セントラルキッチンの製造能力の活用、ブランド価値及び認知度の向上を目的とした梅の花及び古市庵ブランドの商品の販売、丸平商店製造の牡蠣フライ等の水産加工品の販売を強化してまいります。

また、パートナー企業との協業による生牡蠣の流通過程における品質の向上、製造工場と保管倉庫及び市場間の自社物流化、芝エビ等瀬戸内海で水揚げされた牡蠣以外の加工品の製造等、

取扱商材の幅を広げ、収益力強化と業容拡大に取り組んでまいります。

（海外事業）

タイ国バンコクの関連会社UMENOHANA S&P社の運営する「和 梅の花」の2020年５月の２号店開店及び開店に伴う、同国における子会社UMENOHANA(THAILAND)社の豆腐・豆乳製造量の増加等の相乗効果による業績向上に取り組んでまいります。

新規展開につきましては、現地の経済状況、インフラ等の環境整備等総合的に勘案し、慎重に取り組んでまいります。また、現地の状況に応じた業態やブランドの選択、フランチャイズ運営等柔軟な対応による拡大を進めてまいります。

（設備投資等）

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下における設備投資につきましては、お客様の利便性の向上、生産性の向上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、法改正への対応や修繕等の必要な投資に限定し、出店時に係る一時費用も含めた抑制を図ってまいります。

また、業容拡大、事業基盤の拡充及び長期安定収益の確保を目的として、各子会社との相乗効果の創出に向けた取り組みを強化するとともに、土地及び既存の保有資産の有効活用に取り組んでまいります。

③　収益改善

新型コロナウイルス感染症の再拡大を警戒しながら経済活動を再開する「ウィズコロナ」の段階に入るにあたり、当社といたしましても従来の企業運営からの転換期と捉え、生き残りをかけた収益改善のための各種施策を実施いたします。

製造につきましては、店舗調理作業の効率化や味・品質の安定を図るため、セントラルキッチンによる製造の効果を再検証した商品開発を継続してまいります。また、機械化・自動化、類似商品の集約や不採算商品の削減等、生産性向上に取り組んでまいります。なお、各セントラルキッチンの生産特性に応じて、１種類の商品製造は１ヶ所のセントラルキッチンに集約する等製造全体での効率化も図ってまいります。

物流におきましては、店舗の配送回数や配送品のロットを見直し、セントラルキッチンと物流センター間の自社配送化、物流センターのデジタルピッキングの導入、在庫管理システムの機能強化による精度アップ等による物流コストの削減に努めてまいります。

本社等の管理部門におきましては、人員配置の変更及び業務繁閑に合わせた部署間における人員の流動化や、事務所の稼働日を原則的に平日に限定することによる生産性の向上と光熱費等の経費削減を実施いたします。同様に子会社の本部につきましても、スタッフの営業部門への配置転換等によりスリム化を図ってまいります。

全社的取り組みといたしましては、株主優待制度の見直し、グループ全体における変形労働時間制への移行や定額残業制度の廃止を含む人事制度の見直し、従業員のニーズに合わせた福利厚生への見直し、ウェブ会議やウェブ研修の導入による感染防止と旅費交通費の削減、外部コンサルタントとの契約解除及び縮小等による経費削減を実施し、業績の改善に努める所存であります。また、雇用の安定を視野に入れ、技能実習生受入機関の設立を検討してまいります。

④　不適切会計の再発防止策

2019年６月に発覚いたしました固定資産の減損処理に係る不適切会計に対し、第三者委員会の提言を受けた再発防止策に取り組んでまいりました。2020年４月24日に東京証券取引所に「改善状況報告書」を提出・受理されましたが、以下の内容につき継続して取り組んでまいります。

ａ．経営における意識改革と多様な視点の導入
ｂ．部門間・会社間のけん制機能強化
ｃ．業務手順の整備及び組織改革
ｄ．企業風土改革、コンプライアンス意識の改革
ｅ．モニタリング体制の強化

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 38 期 2016年10月１日から 2017年９月30日まで	第 39 期 2017年10月１日から 2018年９月30日まで	第 40 期 2018年10月１日から 2019年４月30日まで	第 41 期 2019年５月１日から 2020年４月30日まで
売上高（百万円）	31,394	32,647	19,499	30,462
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	353	358	369	△1,361
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△500	44	△981	△4,391
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	△73.02	6.16	△122.60	△548.48
総資産（百万円）	27,741	29,979	28,737	26,007
純資産（百万円）	4,836	8,045	7,391	3,412
自己資本比率（%）	17.4	26.8	25.7	11.0

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
２．第40期（前連結会計年度）につきましては、事業年度の決算日の変更に伴い、2018年10月１日から2019年４月30日までの７ヶ月間となっております。
３．第38期と第39期の数値は、過年度決算訂正後の数値であります。
４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第40期の期首から適用しており、第39期の総資産の金額及び自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況（2020年４月30日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社梅の花サービス西日本	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社梅の花サービス東日本	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社梅の花ｐｌｕｓ	3,000千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社古市庵	10,000千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社丸平商店	10,500千円	100.0%	水産加工品の製造販売
ヤマグチ水産株式会社	10,000千円	100.0%	水産加工品の製造販売
株式会社すし半	1,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社テラケン	100,000千円	58.0%	飲食店経営
株式会社三協梅の花	5,000千円	40.0%	飲食店経営

（注）１.株式会社テラケンにつきましては株式取得により2019年５月に連結の範囲に含めております。
２.関連会社であった株式会社三協梅の花につきましては、2020年３月に営業開始し、連結計算書類に対する重要性が増加したため、当連結会計年度より子会社として連結の範囲に含めております。

(7) 企業集団の主な事業内容（2020年４月30日現在）

区分	事業内容
外食事業	「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」、「海産物居酒屋 さくら水産」を主とした飲食店の経営
テイクアウト事業	百貨店等で寿司を中心に販売する「古市庵テイクアウト店」や梅の花の商品や季節の食材を使った惣菜を主に販売する「梅の花テイクアウト店」の経営
外販事業	水産加工品の製造販売、梅の花及び古市庵ブランドの商品販売

(8) 企業集団の主要な事業所及び工場（2020年４月30日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

本社	福岡県久留米市天神町146番地
久留米セントラルキッチン	福岡県久留米市
京都セントラルキッチン	京都府綴喜郡井手町
佐野セントラルキッチン	栃木県佐野市

② 子会社の主要な事業所

株式会社 梅の花サービス西日本	大阪市旭区
株式会社 梅の花サービス東日本	大阪市旭区
株式会社 梅の花 ｐｌｕｓ	大阪市旭区
株式会社 古市庵	大阪市旭区
株式会社 丸平商店	山口県山口市
ヤマグチ水産 株式会社	山口県山口市
株式会社 すし半	大阪市旭区
株式会社 テラケン	東京都千代田区
株式会社 三協梅の花	熊本県熊本市

③　営業店

業態別	営業店舗数	都道府県別					
湯葉と豆腐の店 梅の花	76	北海道	1店	宮城県	1店	福島県	1店
		茨城県	1店	埼玉県	3店	千葉県	4店
		東京都	15店	神奈川県	4店	新潟県	1店
		富山県	1店	石川県	1店	福井県	1店
		岐阜県	1店	静岡県	2店	愛知県	4店
		三重県	1店	滋賀県	1店	京都府	2店
		大阪府	7店	兵庫県	3店	奈良県	1店
		岡山県	1店	広島県	2店	愛媛県	1店
		福岡県	9店	佐賀県	2店	長崎県	2店
		熊本県	1店	大分県	1店	鹿児島県	1店
チャイナ 梅の花	3	福岡県	2店	佐賀県	1店		
かに料理専門店 かにしげ	3	神奈川県	1店	福岡県	1店	佐賀県	1店
和食鍋処 すし半	13	大阪府	11店	兵庫県	2店		
海産物居酒屋 さくら水産	38	埼玉県	6店	千葉県	3店	東京都	16店
		神奈川県	8店	愛知県	2店	大阪府	3店
その他外食	10	東京都	1店	神奈川県	1店	京都府	1店
		大阪府	3店	兵庫県	1店	福岡県	2店
		佐賀県	1店				
古市庵テイクアウト店	119	宮城県	2店	福島県	1店	茨城県	1店
		群馬県	1店	埼玉県	5店	千葉県	5店
		東京都	28店	神奈川県	16店	富山県	1店
		石川県	2店	岐阜県	1店	静岡県	1店
		愛知県	7店	滋賀県	1店	京都府	3店
		大阪府	15店	兵庫県	7店	奈良県	2店
		和歌山県	1店	岡山県	1店	広島県	2店
		山口県	2店	愛媛県	1店	福岡県	7店
		長崎県	2店	大分県	2店	宮崎県	1店
		鹿児島県	1店				
梅の花テイクアウト店	52	宮城県	2店	茨城県	1店	埼玉県	1店
		千葉県	1店	東京都	11店	神奈川県	5店
		富山県	1店	石川県	2店	静岡県	2店
		大阪府	10店	兵庫県	4店	奈良県	1店
		岡山県	2店	広島県	1店	山口県	2店
		愛媛県	1店	福岡県	4店	鹿児島県	1店
その他テイクアウト店	5	広島県	1店	福岡県	3店	佐賀県	1店
合計	319						

(9) 企業集団の従業員の状況（2020年４月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
761名	80名増	38.7歳	11.3年

（注）１．従業員数は就業人員であります。
２．従業員数には臨時従業員の当連結会計年度末における平均雇用人員（3,427名）は含まれておりません。

(10) 企業集団の主要な借入先（2020年４月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	5,931,677千円
株式会社福岡銀行	4,591,685
株式会社日本政策金融公庫	2,377,902
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	850,070

２．会社の株式に関する事項（2020年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　20,700,000株

(2) 発行済株式の総数　　8,007,497株（自己株式201,703株を除く）

(3) 株主数　　20,412名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
梅野重俊	433,500株	5.41%
梅野久美恵	377,600	4.71
エイチ・ツー・オー　リテイリング株式会社	374,500	4.67
株式会社フジオフードシステム	370,000	4.62
株式会社ヒデベア	242,800	3.03
麒麟麦酒株式会社	201,300	2.51
株式会社トーホーフードサービス	128,000	1.59
株式会社西日本シティ銀行	96,000	1.19
梅の花社員持株会	64,100	0.80
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	45,600	0.56

（注）１．当社は、自己株式を201,703株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式数を除外して計算し、小数第３位以下を切り捨てて表示しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年４月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	梅野重俊	
代表取締役社長	本多裕二	UMENOHANA(THAILAND)CO.,LTD. CEO
常務取締役	村山芳勝	購買・物流担当 株式会社テラケン 代表取締役
取締役	鬼塚崇裕	経営計画担当 株式会社梅の花plus 代表取締役 株式会社古市庵 代表取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	山本治	
取締役 (監査等委員)	森忠嗣	エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社 取締役執行役員
取締役 (監査等委員)	荒木勝	株式会社名村造船所 社外監査役
取締役 (監査等委員)	藤本宏文	株式会社シティアスコム 代表取締役
取締役 (監査等委員)	池田勝	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員

（注）１．取締役(監査等委員)森　忠嗣氏、取締役（監査等委員）荒木　勝氏、取締役（監査等委員）藤本　宏文氏及び取締役(監査等委員)池田　勝氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）森　忠嗣氏は、企業経営の豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。森　忠嗣氏は、2020年６月23日付でエイチ・ツー・オー　リテイリング株式会社 取締役執行役員を退任しております。

３．取締役（監査等委員）荒木　勝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。荒木　勝氏は、2020年６月24日付で株式会社名村造船所 社外監査役を退任しております。

４．取締役（監査等委員）藤本　宏文氏は、銀行での職務経験及び企業経営の豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．取締役（監査等委員）池田　勝氏は、銀行での職務経験（監査役・監査等委員を歴任）があり、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。

６．監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本　治氏を常勤の監査等委員として選定しております。

７．取締役（監査等委員）荒木　勝氏及び藤本　宏文氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

８．取締役　村山　芳勝氏は、2020年５月１日付で株式会社梅の花サービス西日本の代表取締役に就任いたしました。

9．当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
梅野　久美恵	2019年８月31日	辞任	取締役相談役
上村　正幸	2019年10月４日	辞任	取締役執行役員 管理本部長 経理部長 人事総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である森　忠嗣氏、荒木　勝氏、藤本　宏文氏及び池田　勝氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役（監査等委員を除く）	６名	82,940千円	
取締役（監査等委員）	５名	14,585千円	うち、社外４名、8,685千円
合計	11名	97,525千円	

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、代表取締役社長が、当該報酬限度額の範囲内で各取締役の役位及び職務内容、会社業績等を総合的に勘案して決定しております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいており、当該報酬限度額の範囲内で監査等委員会で協議の上、決議しております。

４．上記には、2019年８月及び2019年10月に退任した取締役（監査等委員を除く。）２名を含んでおります。

(4) 社外役員の状況

区　　分	氏　　名	他の法人等の重要な兼職の状況	主　な　活　動　状　況
取　締　役 (監査等委員)	森　　忠　嗣	エイチ・ツー・オー　リテイリング株式会社 取締役執行役員	当事業年度開催の監査等委員会16回中16回（100%）、取締役会26回中26回（100%）出席し、財務に関する事項について、必要な発言を適宜行っております。
取　締　役 (監査等委員)	荒　木　　勝	株式会社名村造船所 社外監査役	当事業年度開催の監査等委員会16回中14回（88%）、取締役会26回中22回（85%）出席し、財務に関する事項について、必要な発言を適宜行っております。
取　締　役 (監査等委員)	藤　本　宏　文	株式会社シティアスコム 代表取締役	当事業年度開催の監査等委員会16回中15回（94%）、取締役会26回中22回（85%）出席し、経営に関する事項について、必要な発言を適宜行っております。
取　締　役 (監査等委員)	池　田　　勝	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス　執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員	2019年11月26日就任後、当事業年度開催の監査等委員会６回中６回（100%）、取締役会８回中７回（88%）出席し、経営に関する事項について、必要な発言を適宜行っております。

（注）１．エイチ・ツー・オー　リテイリング株式会社は当社の大株主であり、当社は同社と資本・業務提携契約を締結しております。森　忠嗣氏は、2020年６月23日付でエイチ・ツー・オー　リテイリング株式会社 取締役執行役員を退任しております。

２．株式会社名村造船所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。荒木　勝氏は、2020年６月24日付で株式会社名村造船所 社外監査役を退任しております。

３．株式会社シティアスコムと当社との間には、重要な取引等の関係はありません。

４．株式会社西日本シティ銀行は、主要な取引銀行の一つであります。

５．法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

各取締役（監査等委員）は、固定資産の減損処理に係る不適切会計が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取り組みに対して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

(5) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

氏名	担当
堤　　淳	社長室長 株式会社梅の花ｐｌｕｓ　代表取締役 株式会社古市庵　代表取締役
神部　修	製造部長
上村　正幸	外販担当 株式会社三協梅の花　代表取締役 株式会社丸平商店　代表取締役 ヤマグチ水産株式会社　代表取締役
山口　宣嘉	建築開発部長

（注）１．神部　修氏は、2020年５月12日付で外販部長兼製造部担当に就任しております。
２．上村　正幸氏は、2020年５月12日付で株式会社三協梅の花代表取締役兼株式会社丸平商店代表取締役兼ヤマグチ水産株式会社代表取締役兼外国人受け入れ担当兼人材派遣会社設立準備担当に就任しております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

如水監査法人（一時会計監査人）

（注）当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年11月11日付で当社との監査契約を合意解除しました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2019年11月11日開催の監査等委員会において如水監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	有限責任監査法人トーマツ	如水監査法人
当事業年度に係る会計監査人の監査証明業務に基づく報酬の額	15,500千円	36,850千円
当事業年度に係る会計監査人の非監査証明業務に基づく報酬等の額	4,500千円	2,250千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円	39,100千円

（注）１．当社監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツ及び如水監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の監査証明業務に基づく報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．有限責任監査法人トーマツに対して、上記以外に前事業年度に係る監査証明業務に基づく追加報酬51,000千円を支払っております。

４．有限責任監査法人トーマツに対して、上記以外に過年度の訂正報告書に係る監査証明業務に基づく追加報酬73,000千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、会計監査人交代に係る引き継ぎ業務についての対価を、また如水監査法人に対して、監査業務受嘱のための調査業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の４第１項及び同第110条の４第２項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正且つ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

① 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。

イ．当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底の為、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長とし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。

ウ．当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題（食品事故を除く）の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定常的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月１回開催する。

エ．当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全を提供することを念頭に置き、梅の花グループとしての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、ＨＡＣＣＰの導入推進、食品表示に関する管理等の活動を定常的に遂行する。食の安全委員会は毎月２回開催する。

オ．取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。

カ．コンプライアンス違反等の行為については、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については､『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。

イ．取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存・管理を行う。

・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事録及びその関連資料
・各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書

③　当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。

イ．委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。

④　当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．当社の取締役会は原則月１回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、業務執行状況の監督を行う。

イ．意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、３ヶ月に１回以上、自己職務の執行の状況を報告するため、定例取締役会に出席する。

ウ．当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任において決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。

⑤　当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当社及びグループ会社の経営状況につき月に１回、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月２回グループ経営会議を開催し、グループ会

社間の情報共有を図る。

イ．グループ会社の代表取締役は、３ヶ月に１回以上、自己職務の執行の状況を報告するため、定例取締役会に出席する。

ウ．当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。

エ．『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主管部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。

オ．当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。

カ．経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、各社を統括するとともに、各グループ会社と相互連携し、情報の共有を図る。

キ．総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。

ク．内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価するとともに、財務報告に係る内部統制を評価し、その改善を促す。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、且つ監査機能が円滑に遂行されるため、監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認のうえで当該使用人を任命する。

イ．当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。

⑦　取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

ア．各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。

イ．当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合は、その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。

ウ．監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるとともに、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

ア．監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。

イ．監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

ウ．監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの全役職員に対して、『梅の花企業行動憲章』や社員の行動規範について周知徹底を継続しているほか、教育担当者による入社時のオリエンテーションや定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

①　取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底している。当事業年度において取締役会を26回開催している。新型コロナウイルス感染症に関して、コンプライアンス・危機管理委員会の委員長である代表取締役は『緊急事態宣言』を行い、新型コロナウイルス対策委員会を設置し、対策を実施した。対策内容はグループ経営会議と取締役会にて報告している。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査等委員会監査等基準に基づき策定した監査方針・監査計画に従って監査を実施するとともに、子会社を含めた取締役及び執行役員、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認している。

③ 内部監査の実施

内部監査室は監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施するとともに、財務報告に係る内部統制監査も実施している。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき内部統制基本計画を策定し、当社及びグループ会社の内部統制評価を実施している。

⑤ 不適切会計の再発防止策

2019年６月に発覚した固定資産の減損処理に係る不適切会計に対し、再発防止策に取り組んでいる。2020年4月24日に東京証券取引所に「改善状況報告書」を提出・受理されたが、以下の内容につき継続して取り組んでいる。

ａ．経営における意識改革と多様な視点の導入
ｂ．部門間・会社間のけん制機能強化
ｃ．業務手順の整備及び組織改革
ｄ．企業風土改革、コンプライアンス意識の改革
ｅ．モニタリング体制の強化

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ＲＯＥ（株主資本利益率）を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して実施する方針であります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年１回とすることを基本方針としております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

昨今の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が経済に与える影響は大きく、当社におきましても業績面で甚大な影響を受けており、現時点では収束時期が見通せない状況にあります。このような厳しい経営環境の下においては、財務体質の強化を図ることを最優先課題と認識し、誠に遺憾ながら期末配当をやむを得ず無配とさせていただきます。

（注）本事業報告は次により記載されております。

１．百万円、千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててそれぞれ表示しております。

２．記載比率は、小数第２位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（2020年４月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,089,442**	**流動負債**	**8,236,738**
現金及び預金	2,953,054	買掛金	214,110
売掛金	557,262	短期借入金	3,600,000
商品及び製品	842,023	１年内返済予定の長期借入金	2,309,653
原材料及び貯蔵品	311,044	未払金	1,167,693
その他	426,557	未払法人税等	53,843
貸倒引当金	△500	賞与引当金	164,107
固定資産	**20,917,735**	ポイント引当金	172,099
有形固定資産	**15,773,719**	その他	555,232
建物及び構築物	7,597,733	**固定負債**	**14,357,514**
機械装置及び運搬具	548,692	長期借入金	12,739,673
土地	7,139,279	資産除去債務	1,231,083
建設仮勘定	23,951	その他	386,757
その他	464,063	**負債合計**	**22,594,252**
無形固定資産	**268,688**	**純資産の部**	
のれん	98,803	**株主資本**	**2,281,536**
その他	169,885	資本金	5,082,945
投資その他の資産	**4,875,327**	資本剰余金	4,572,938
投資有価証券	2,001,930	利益剰余金	△6,915,458
長期貸付金	13,817	自己株式	△458,887
退職給付に係る資産	332,046	**その他の包括利益累計額**	**583,814**
繰延税金資産	43,096	その他有価証券評価差額金	623,382
敷金及び保証金	2,358,685	為替換算調整勘定	△31,802
その他	134,431	退職給付に係る調整累計額	△7,765
貸倒引当金	△8,682	**新株予約権**	**131**
		非支配株主持分	**547,442**
資産合計	**26,007,178**	**純資産合計**	**3,412,925**
		負債純資産合計	**26,007,178**

連結損益計算書

（2019年５月１日から2020年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		30,462,064
売上原価		10,521,049
売上総利益		19,941,014
販売費及び一般管理費		21,179,841
営業損失		1,238,827
営業外収益		
受取配当金	17,272	
受取保険金	21,757	
助成金収入	22,003	
雑収入	40,235	101,268
営業外費用		
支払利息	62,722	
持分法による投資損失	22,692	
株式関連費	58,677	
休止設備関連費用	31,516	
雑損失	47,888	223,498
経常損失		1,361,057
特別利益		
固定資産売却益	649	
補助金収入	21,181	
受取補償金	40,000	
その他特別利益	5,729	67,559
特別損失		
固定資産除売却損	37,848	
減損損失	1,561,478	
関係会社株式評価損	31,961	
のれん償却額	218,851	
臨時休業による損失	589,362	
過年度決算訂正関連費用	196,910	
その他特別損失	15,784	2,652,197
税金等調整前当期純損失		3,945,694
法人税、住民税及び事業税	31,344	
法人税等調整額	554,793	586,138
当期純損失		4,531,833
非支配株主に帰属する当期純損失		139,908
親会社株主に帰属する当期純損失		4,391,924

連結株主資本等変動計算書

(2019年５月１日から2020年４月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,082,945	4,572,938	△2,523,533	△458,887	6,673,461
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△4,391,924		△4,391,924
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					―
当期変動額合計	―	―	△4,391,924	―	△4,391,924
当期末残高	5,082,945	4,572,938	△6,915,458	△458,887	2,281,536

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	762,137	△33,056	△10,924	718,156	―	―	7,391,617
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△4,391,924
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△138,754	1,253	3,158	△134,341	131	547,442	413,232
当期変動額合計	△138,754	1,253	3,158	△134,341	131	547,442	△3,978,692
当期末残高	623,382	△31,802	△7,765	583,814	131	547,442	3,412,925

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　９社

連結子会社の名称

株式会社　梅の花サービス西日本
株式会社　梅の花サービス東日本
株式会社　梅の花ｐｌｕｓ
株式会社　古市庵
株式会社　丸平商店
ヤマグチ水産　株式会社
株式会社　すし半
株式会社　テラケン
株式会社　三協梅の花

(2) 非連結子会社の名称

ＵＭＥＮＯＨＡＮＡ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ.,ＬＴＤ.

（連結の範囲から除いた理由）

ＵＭＥＮＯＨＡＮＡ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ.,ＬＴＤ.は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数　　１社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

ＵＭＥＮＯＨＡＮＡ（ＴＨＡＩＬＡＮＤ）ＣＯ.,ＬＴＤ.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

ＵＭＥＮＯＨＡＮＡ　Ｓ＆Ｐ　ＣＯ.,ＬＴＤ.

（持分法を適用しない理由）

ＵＭＥＮＯＨＡＮＡ　Ｓ＆Ｐ　ＣＯ.,ＬＴＤ.は、小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

３．連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

株式取得により2019年５月に株式会社テラケンを連結の範囲に含めております。また、関連会社であった株式会社三協梅の花については、2020年３月に営業開始し、連結計算書類に対する重要性が増加したため、当連結会計年度より子会社として連結の範囲に含めております。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

５．会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、製品及び原材料……主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品……先入先出法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用……定額法

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ ポイント引当金……ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の損益処理方法

数理計算上の差異については、翌期に全額を一括して損益処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用……連結納税制度を適用しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益に表示しておりました「未回収商品券受入益」(前連結会計年度5,668千円)につきましては、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。

Ⅲ．会計上の見積りの変更に関する注記

（ポイント引当金）

ポイントシステム更改後一定期間が経過し、適切なデータが蓄積されたことで将来使用されると見込まれるポイントに対する還元債務をより合理的に見積ることが可能となったため、当該データを使用した見積り方法に変更しております。

この結果、当連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ15,625千円増加しております。

（資産除去債務の見積りの変更）

当連結会計年度において、「テイクアウト事業」の原状回復等に係る業務を合理的に見積ることが可能となったことにより、見積りの変更に伴う増加額46,965千円を新たに資産除去債務として計上しております。

なお、この変更により、当連結累計期間の営業損失、経常損失がそれぞれ3,603千円、税金等調整前当期純損失が25,881千円増加しております。

また、「外食事業」の店舗等の原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴う増加額180,178千円を変更前の資産除去債務に加算しております。

なお、この変更により、当連結累計期間の営業損失、経常損失がそれぞれ53,520千円、税金等調整前当期純損失が132,167千円増加しております。

Ⅳ．追加情報

（コロナウイルス関連）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年４月に日本全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、当社グループにおいては、店舗の休業及び営業時間の短縮等により売上高が減少しております。５月に緊急事態宣言が解除されたものの、外出自粛や国内景気の低迷などの影響が一定期間継続することが想定されます。

このような状況下において、当連結会計年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、当社グループは来期以降の業績について、新型コロナウイルス感染症による影響が2020年６月以降順次回復に向かうものの、一年程度は影響するものと仮定をおき、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える前提で見積っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等、極めて不確実性が高い環境下にあるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建　物	295,415千円
機械装置	83,342千円
計	378,757千円

(2) 上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	41,552千円
長期借入金	2,240,000千円
計	2,281,552千円

２．有形固定資産の減価償却累計額

19,676,906千円

Ⅵ．連結損益計算書に関する注記

１．減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
工場	建物、建物附属設備、構築物、機械装置、厨房設備、工具器具備品、長期前払費用、土地	関西地区	77,031
		九州地区	73,324
店舗	建物、建物附属設備、構築物、機械装置、厨房設備、工具器具備品、土地、長期前払費用	北海道地区	8,513
		東北地区	20,877
		関東地区	478,688
		中部地区	19,410
		関西地区	227,985
		中国地区	4,939
		九州地区	32,358
その他	のれん	関東地区	618,349
合計			1,561,478

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗は各店舗単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ、退店の意思決定をした資産グループ及び遊休状態にあり今後の使用目処がたっていない資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物824,228千円、機械装置及び運搬具7,200千円、厨房設備19,538千円、工具器具備品32,002千円、土地50,527千円、長期前払費用9,630千円であります。また、当社の連結子会社である株式会社テラケンにおいて、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったため、のれんの未償却残高618,349千円を減損損失として計上し、計1,561,478千円となりました。

なお、当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

２.のれん償却額

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正 2018年２月16日会計制度委員会報告第７号）第32項の規定に基づき、子会社株式の減損に伴って、のれんを一時償却したものであります。

３.臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明を受けて、レストラン店舗をはじめとする当社グループの店舗で、臨時休業や営業時間短縮を実施いたしました。これに伴い、４月の臨時休業期間中や時短営業において発生した固定費（人件費・家賃・減価償却費など）を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	8,209,200

２．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

当連結会計年度中に支払った配当はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

当連結会計年度に属する配当は、無配につき記載すべき事項はありません。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金繰り計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、ほとんどの債権が１ヶ月以内の入金期日であります。また、敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであります。さらに、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

借入金の主な使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。一部の長期借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,953,054	2,953,054	―
(2) 売掛金	557,262	557,262	―
(3) 投資有価証券	2,001,930	2,001,930	―
(4) 敷金及び保証金	2,358,685	2,343,484	△15,201
資　産　計	7,870,933	7,855,732	△15,201
(1) 買掛金	214,110	214,110	―
(2) 短期借入金	3,600,000	3,600,000	―
(3) 未払金	1,167,693	1,167,693	―
(4) 長期借入金（１年内返済を含む）	15,049,326	15,020,964	△28,361
負　債　計	20,031,129	20,002,768	△28,361

（注）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金
敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債
(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(4) 長期借入金（１年内返済を含む）
長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅹ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	357円83銭
２．１株当たり当期純損失	548円48銭

（注）銭未満の端数を四捨五入して表示しております。

Ⅺ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅻ. その他の注記

（企業結合に関する注記）
株式会社テラケン発行済株式の一部取得による連結子会社化
(1)企業結合の概要
① 被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称
株式会社　テラケン
事業の内容　海産物居酒屋さくら水産の運営
② 企業結合を行った主な理由
テラケンが掲げる経営理念『お客様の食生活に元気と笑顔を与え、全従業員の物心両面を幸福にする』は、当社の企業理念である『人に感謝、物に感謝』のお客様や従業員の幸福を考えることに共通するものであると捉えております。テラケンの株式

を取得し子会社化することで購買や物流面でのシナジー効果を見込むとともに組織の活性化に繋がり将来の当社グループの事業基盤の拡大に資するものと判断いたしました。

③　企業結合日　2019年５月24日

④　企業結合の法的形式　現金を対価とする株式取得

⑤　結合後企業の名称　変更ありません。

⑥　取得した議決権比率　58％

⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2)連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年５月１日から2020年４月30日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,632,698千円
取得原価		1,632,698千円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　8,186千円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①　発生したのれんの金額　687,055千円

②　発生原因　主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③　償却方法及び償却期間　10年間にわたる均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,473,464千円
固定資産	642,777千円
資産合計	2,116,242千円
流動負債	265,967千円
固定負債	219,714千円
負債合計	485,682千円

(7)企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び会計処理

当連結会計年度より、取得対価の変動が発生したため、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正しております。

貸 借 対 照 表

（2020年４月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,399,008**	**流動負債**	**6,729,086**
現金及び預金	1,364,418	買掛金	165,912
売掛金	25,512	短期借入金	3,600,000
商品及び製品	125,740	１年内返済予定の長期借入金	2,212,721
原材料及び貯蔵品	178,930	未払金	495,321
前払費用	22,139	未払費用	31,503
立替金	6,811	未払法人税等	45,700
関係会社未収入金	657,312	未払消費税	12,008
その他	18,242	前受金	44,906
貸倒引当金	△100	預り金	10,266
固定資産	**21,540,745**	関係会社預り金	2,140
有形固定資産	**7,522,448**	賞与引当金	105,600
建物	2,678,585	閉店損失引当金	1,730
構築物	222,111	その他	1,275
機械及び装置	478,482	**固定負債**	**13,249,388**
厨房設備	6,163	長期借入金	12,698,703
車両運搬具	0	繰延税金負債	370,651
工具器具備品	59,430	資産除去債務	141,633
土地	4,077,673	その他	38,400
無形固定資産	**130,727**	**負債合計**	**19,978,474**
ソフトウェア	115,260	**純資産の部**	
電話加入権	15,466	**株主資本**	**3,331,830**
投資その他の資産	**13,887,569**	**資本金**	**5,082,945**
投資有価証券	1,971,651	**資本剰余金**	**4,641,488**
関係会社株式	4,231,831	資本準備金	2,959,933
出資金	1,037	その他資本剰余金	1,681,554
関係会社長期貸付金	10,083,259	**利益剰余金**	**△5,933,714**
長期前払費用	73,799	その他利益剰余金	△5,933,714
敷金及び保証金	306,507	別途積立金	220,000
会員権	1,460	繰越利益剰余金	△6,153,714
長期未収入金	9,616	**自己株式**	**△458,887**
前払年金費用	235,306	**評価・換算差額等**	**629,448**
貸倒引当金	△3,026,900	その他有価証券評価差額金	629,448
資産合計	**23,939,753**	**純資産合計**	**3,961,279**
		負債純資産合計	**23,939,753**

損　益　計　算　書

（2019年５月１日から2020年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		11,056,782
売上原価		9,922,682
売上総利益		1,134,100
販売費及び一般管理費		1,250,916
営業損失		116,815
営業外収益		
受取利息	148,560	
受取配当金	16,558	
助成金収入	22,003	
雑収入	27,815	214,937
営業外費用		
支払利息	60,790	
株式関連費	58,677	
休止設備関連費用	30,681	
貸倒引当金繰入額	2,057,948	
雑損失	18,366	2,226,462
経常損失		2,128,341
特別利益		
投資損失引当金戻入額	70,000	
補助金収入	21,181	91,181
特別損失		
固定資産除売却損	5,426	
減損損失	238,901	
関係会社株式評価損	1,391,230	
臨時休業による損失	65,995	
過年度決算訂正関連費用	196,910	
その他特別損失	4,717	1,903,182
税引前当期純損失		3,940,343
法人税、住民税及び事業税	18,572	
法人税等調整額	165,544	184,117
当期純損失		4,124,460

株主資本等変動計算書

（2019年５月１日から2020年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,082,945	2,959,933	1,681,554	4,641,488	220,000	△2,029,253	△1,809,253	△458,887	7,456,291
当期変動額									
当期純損失（△）						△4,124,460	△4,124,460		△4,124,460
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△4,124,460	△4,124,460	－	△4,124,460
当期末残高	5,082,945	2,959,933	1,681,554	4,641,488	220,000	△6,153,714	△5,933,714	△458,887	3,331,830

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	761,576	761,576	8,217,868
当期変動額			
当期純損失（△）			△4,124,460
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△132,128	△132,128	△132,128
当期変動額合計	△132,128	△132,128	△4,256,589
当期末残高	629,448	629,448	3,961,279

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

ア．時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ．時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、製品及び原材料……移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品……先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用……定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、翌期に全額を一括して損益処理しております。

④ 閉店損失引当金……店舗等の閉鎖の意思決定がなされ、閉鎖に伴って将来発生が見込まれている費用又は損失を引当金として計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用……連結納税制度を適用しております。

2．会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、「外食事業」の店舗等の原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴う増加額19,720千円を変更前の資産除去債務に加算しております。

なお、この変更により、当連結累計期間の営業損失、経常損失がそれぞれ66千円、税金等調整前当期純損失が11,526千円増加しております。

３．追加情報

（コロナウイルス関連）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年４月に日本全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、当社グループにおいては、店舗の休業及び営業時間の短縮等により売上高が減少しております。５月に緊急事態宣言が解除されたものの、外出自粛や国内景気の低迷などの影響が一定期間継続することが想定されます。

このような状況下において、当連結会計年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、当社グループは来期以降の業績について、新型コロナウイルス感染症による影響が2020年６月以降順次回復に向かうものの、一年程度は影響するものと仮定をおき、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える前提で見積っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等、極めて不確実性が高い環境下にあるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

機械及び装置	83,342千円
計	83,342千円

② 上記に対応する債務

長期借入金	2,240,000千円
計	2,240,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　4,512,266千円

(3) 貸借対照表に別掲されているものを除く関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権　9,616千円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

株式会社　梅の花サービス西日本	106,902千円
株式会社　梅の花ｐｌｕｓ	15,500千円
計	122,402千円

５．損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

売上高	10,652,336千円
仕入高	150,296千円
販売費及び一般管理費	△1,328,622千円
営業取引以外の取引高	149,809千円

(2) 臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明を受けて、レストラン店舗をはじめとする当社グループの店舗で、臨時休業や営業時間短縮を実施いたしました。これに伴い、店舗休業によるセントラルキッチンの操業低下、本部管理部門の事務量の減少により発生した固定費（人件費・家賃・減価償却費など）を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	201,703株

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
繰越欠損金	173,854千円
貸倒引当金	922,003千円
関係会社株式評価損	694,684千円
賞与引当金	33,523千円
減損損失	197,784千円
資産除去債務	43,140千円
その他	72,060千円
繰延税金資産小計	2,137,050千円
評価性引当額	△2,111,440千円
繰延税金資産合計	25,609千円
（繰延税金負債）	
出向者負担金	25,247千円
資産除去債務に対応する除去費用	23,910千円
その他有価証券評価差額金	275,430千円
退職給付引当金	71,672千円
繰延税金負債合計	396,261千円
繰延税金資産（負債）の純額	△370,651千円

８．関連当事者との取引に関する注記

（1）役員及び個人主要株主等

属　性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科　目	期末残高（千円）（注４）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社等の子会社を含む）	株式会社松華堂（注１）	佐賀県西松浦郡	20,000	業務用食器販売	なし	なし	食器の仕入	食器の仕入（注２）	31,194	未払金	119

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社代表取締役会長梅野重俊が議決権の71％を直接所有しております。
２．仕入については、取引条件は他の取引先と同等の条件であります。
３．取引金額には、消費税等は含まれておりません。
４．期末残高には、消費税等を含んでおります。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）（注６）	科目	期末残高（千円）（注７）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社梅の花サービス西日本	福岡県久留米市	10,000	外食事業	所有直接100%	兼任１人	資金の援助 食材の供給 土地の賃貸	資金の貸付（注３）	355,390	関係会社長期貸付金（注8）	4,192,731
								利息の受取（注３）	76,014	関係会社未収入金	110,081
								食材、製品の販売（注1、2）	2,540,123		
								店舗用地の賃貸（注２）	126,146		
								ロイヤリティ等収入（注２）	419,698		
								設備の賃貸（注４）	27,980		
								社員出向（注２）	827,285		
								食材、製品の仕入（注５）	2,146		
								債務保証（注９）	106,902	—	—
	株式会社梅の花サービス東日本	福岡県久留米市	10,000	外食事業	所有直接100%	兼任１人	資金の援助 食材の供給 土地の賃貸	資金の貸付（注３）	366,027	関係会社長期貸付金（注8）	3,053,099
								利息の受取（注３）	53,234	関係会社未収入金	81,881
								食材、製品の販売（注1、2）	1,467,015		
								店舗用地の賃貸（注２）	115,811		
								ロイヤリティ等収入（注２）	264,144		
								設備の賃貸（注４）	15,981		
								社員出向（注２）	357,771		

属　性	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）（注６）	科　目	期末残高（千円）（注７）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社梅の花ｐｌｕｓ	福岡県久留米市	3,000	テイクアウト事業	所有直接100%	兼任２人	資金の援助食材の供給	資金の回収（注３）	16,498	関係会社長期貸付金(注8)	435,659
								利息の受取（注３）	2,947	関係会社未収入金	143,736
								食材、製品の販売（注1、2）	1,913,754		
								店舗用地の賃貸（注２）	4,692		
								ロイヤリティ等収入（注２）	207,124		
								設備の賃貸（注４）	5,256		
								社員出向（注２）	225,683		
								債務保証（注９）	15,500	—	—
	株式会社古市庵	福岡県久留米市	10,000	テイクアウト事業	所有直接100%	兼任１人	資金の援助食材の供給	資金の貸付（注３）	145,400	関係会社長期貸付金	445,391
								利息の受取（注３）	3,509	関係会社未収入金	111,583
								食材、製品の販売（注1、2）	2,623,640		
								ロイヤリティ等収入（注２）	279,614		
								社員出向（注２）	148,242		
								工場等用地の賃借（注２）	32,424		

属性	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）（注６）	科目	期末残高（千円）（注７）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社丸平商店	山口県山口市	10,500	水産加工品製造販売業	所有直接100%	兼任２人	資金の援助食材の仕入	資金の回収（注３）	11,803	関係会社長期貸付金(注8)	773,434
								利息の受取（注３）	6,299	関係会社未収入金	3,210
								食材、製品の販売（注1、2）	53,974		
								食材、製品の仕入（注５）	41,776		
	ヤマグチ水産株式会社	山口県山口市	10,000	水産加工品製造販売業	所有直接100%	兼任２人	資金の援助	資金の回収（注３）	2,993	関係会社長期貸付金	295,092
								利息の受取（注３）	2,391	関係会社未収入金	6,161
	株式会社すし半	福岡県久留米市	1,000	外食事業	所有直接100%	兼任１人	資金の援助食材の供給	資金の貸付（注３）	146,252	関係会社長期貸付金	554,972
								利息の受取（注３）	3,281	関係会社預り金	2,140
								食材、製品の販売（注1、2）	513,654		
								ロイヤリティ等収入（注２）	36,802		
	株式会社テラケン	東京都千代田区	100,000	外食事業	所有直接58%	兼任２人	資金の援助食材の供給	食材、製品の販売（注1、2）	1,245	関係会社未収入金	97,758
	株式会社三協梅の花	熊本県熊本市	5,000	外食事業	所有直接40%	兼任１人	資金の援助食材の供給	資金の貸付（注３）	87,968	関係会社長期貸付金	87,968
								利息の受取（注３）	152	関係会社未収入金	35,699
								食材、製品の販売（注1、2）	2,493		
	UMENOHANA (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国バンコク市	4,300千バーツ	輸出入事業及び食品製造業	所有直接49%	兼任１人	資金の援助食材の供給	資金の貸付（注３）	—	関係会社長期貸付金（注８）	75,858

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．製品の販売については、当社の原価により算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。

２．食材の販売、ロイヤリティ等収入、用地の賃貸借料、社員出向については、親子間取引に伴う覚書に基づいて金額を決定しております。
なお、ロイヤリティ等収入には、ロイヤリティ収入、事務手数料等が含まれております。

３．資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、担保の受入はありません。

４．設備の賃貸借料については、減価償却費を基に決定しております。

５．食材、製品の仕入については、各子会社の原価により算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。

６．取引金額には、消費税等は含まれておりません。

７．期末残高には、消費税等を含んでおります。

８．子会社への長期貸付金について、貸倒引当金3,026,900千円を計上しております。
なお、当事業年度において2,057,948千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

９．銀行借入につき、債務保証を行っております。

９．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　494円70銭

（2）１株当たり当期純損失　515円07銭

（注）銭未満の端数を四捨五入して表示しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）連結計算書類・計算書類の千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月21日

株式会社　梅　の　花
取　締　役　会　御　中

如水監査法人
福岡県福岡市

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　尾　拓　也 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	児　玉　邦　康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社梅の花の2019年５月１日から2020年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年７月21日

株式会社　梅　の　花
取　締　役　会　御　中

如水監査法人
福岡県福岡市

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松　尾　拓　也 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	児　玉　邦　康 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社梅の花の2019年５月１日から2020年４月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年５月１日から2020年４月30日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」等に準拠した当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、前事業年度における不適切な会計処理に関する第三者委員会の提言を受けた再発防止策については、引き続き対策の実施と改善状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年７月22日

株式会社　梅　の　花　監査等委員会

監査等委員（常勤）　山　本　　治 ㊞

監査等委員（社外）　森　　忠　嗣 ㊞

監査等委員（社外）　荒　木　　勝 ㊞

監査等委員（社外）　藤　本　宏　文 ㊞

監査等委員（社外）　池　田　　勝 ㊞

（注）　当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年11月11日付で当社との監査契約を合意解除しました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。これに伴い、2019年11月11日開催の監査等委員会において如水監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数（株）
1	梅野 重俊（うめの しげとし） （1951年１月１日生）	1969年４月	福岡日産自動車株式会社入社	433,500
		1970年４月	久米家入社	
		1976年７月	かにしげ創業	
		1979年10月	かにしげ有限会社設立取締役就任	
		1980年12月	同社代表取締役社長就任	
		1990年１月	株式会社ウメコーポレーション （現株式会社梅の花）設立 代表取締役社長就任	
		2003年９月	UMENOHANA（THAILAND）CO.，LTD.CEO就任	
		2015年12月	当社代表取締役会長兼社長就任	
		2018年９月	当社代表取締役会長兼CEO就任	
		2019年10月	当社代表取締役会長就任（現任）	
2	本多 裕二（ほんだ ゆうじ） （1952年８月１日生）	1981年９月	三角石油ガス株式会社入社	400
		1995年６月	同社取締役経営計画室長兼財務部長就任	
		2001年10月	当社入社	
		2001年12月	当社専務取締役就任	
		2005年10月	有限会社梅の花plus（現株式会社梅の花plus） 代表取締役就任	
		2015年12月	当社取締役専務執行役就任	
		2018年９月	当社代表取締役社長兼COO就任 UMENOHANA（THAILAND）CO.，LTD. CEO就任（現任） 株式会社梅の花plus取締役就任（現任）	
		2019年10月	当社代表取締役社長就任（現任）	

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（株）
3	村山芳勝（むらやまよしかつ） （1960年11月22日生）	1983年10月　株式会社ミドリ電化入社 1996年７月　当社入社 2006年12月　当社取締役人事総務部長就任 2012年12月　当社取締役常務執行役員就任 2015年８月　当社取締役購買部長就任 2015年12月　当社取締役執行役購買部長就任 2017年６月　株式会社丸平商店取締役就任 ヤマグチ水産株式会社取締役就任 2018年９月　株式会社丸平商店代表取締役COO就任 ヤマグチ水産株式会社 代表取締役COO就任 株式会社梅の花サービス東日本 取締役就任（現任） 2019年５月　株式会社テラケン代表取締役COO就任 2019年10月　当社常務取締役　購買・物流担当就任（現任） 株式会社丸平商店　代表取締役就任 ヤマグチ水産株式会社　代表取締役就任 株式会社テラケン　代表取締役就任（現任） 2020年２月　株式会社丸平商店　取締役就任（現任） ヤマグチ水産株式会社　取締役就任（現任） 2020年５月　株式会社梅の花サービス西日本 代表取締役就任（現任）	1,000

候補者番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数（株）
4	鬼塚崇裕（おにづかたかひろ） （1965年８月８日生）	1989年４月	株式会社阪神百貨店入社	－
		2007年10月	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 経営統合推進室部長	
		2010年４月	同社経営企画室予算計画部長	
		2011年10月	株式会社家族亭 執行役員経営企画室IR・広報部長	
		2013年１月	当社経営計画室部長	
		2015年12月	当社取締役執行役経営計画室長就任	
		2017年４月	株式会社すし半取締役就任（現任）	
		2017年６月	株式会社丸平商店取締役就任（現任） ヤマグチ水産株式会社取締役就任（現任）	
		2017年10月	株式会社古市庵代表取締役COO就任	
		2018年９月	株式会社梅の花サービス西日本 取締役就任（現任）	
		2019年２月	株式会社三協梅の花代表取締役就任	
		2019年３月	株式会社梅の花plus 代表取締役CEO就任 株式会社古市庵代表取締役CEO就任	
		2019年５月	株式会社テラケン取締役就任（現任）	
		2019年10月	当社取締役　経営計画担当就任（現任） 株式会社梅の花plus代表取締役就任（現任） 株式会社古市庵代表取締役就任（現任）	
		2019年12月	株式会社三協梅の花取締役就任（現任）	

（注）各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年11月11日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2019年11月11日開催の監査等委員会において如水監査法人を一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、一時会計監査人であります如水監査法人を、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が如水監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性及び監査の品質等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2020年４月30日現在）

名　　称	如　水　監　査　法　人	
事務所所在地	主たる事務所	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目12番15号
資　　本　　金	15,000,000円	
構　成　人　員	社員　７名　　職員　５名　　計　12名	

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルニュープラザ久留米　３階　筑紫の間

〒830-0031　福岡県久留米市六ツ門町16－１

TEL：0942-33-0010

●西鉄久留米駅より徒歩７分
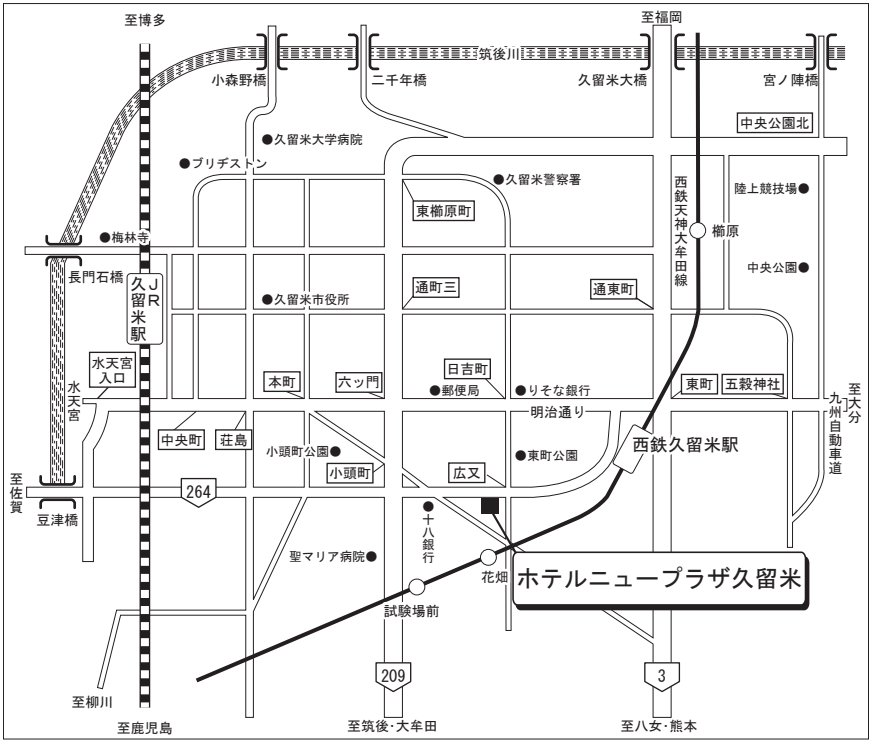
●駐車場の台数には限りがございますので、できるだけ
公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。